

委員会は、3年間に文献調査や23回に及ぶ会合や発掘調査等を行い、その成果は昭和62年3月に(財)建築研究振興協会から「擁壁用透水マットの性能 評価に関する調査・研究報告書 総括編」として発刊され解散となりました。

協会(当時 普及会)は、その後も建設省 建設経済局宅地開発課民間宅地指導室、建設省 住宅局建築指導課、建設省 建築研究所第4研究部住宅建設研究室等のご指導のもと、①透水マットの実績調査、②風水害のあった地区の透水マットを使用した擁壁の追跡調査、③追加試験等を行い、擁壁用透水マットの改良に努めました。

現在、協会・技術委員会では、①施工法の改良、②凍結・凍上試験の検討等を行っており、これらの成果がでた時点では、ますますご利用いただきやすくなるものと確信しております。

この間、新しい仲間3社を迎え、安心してご使用戴ける製品とすべく努力致しております。

今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いするものであります。

最後に、製品について述べさせていただきます。

2. 擁壁用透水マットについて

「擁壁用透水マット」とは、従来からご使用頂いている透水マットと区別するために前記の建設省・通達に基づいてご使用頂く製品を示しております。

擁壁用透水マットは、「技術マニュアル」(第1章 総則 第1条 目的、第2条 適用、第3条 透水マットを使用できる擁壁、第4条 透水マットを使用できる擁壁、第2章 透水マットの性能 第5条 面に垂直方向の透水性能、第6条 面内方向の透水性能、第7条 土に接した状態での透水性能、第8条 力学的特性、第9条 化学的特性、第10条 その他の特性、第3章 第11条 施工要領の作成、第12条 施工にあたっての留意事項からなります。)をクリアした製品で、前記 建設省・通達を満足できる製品です。

従来工法(砕石工法)と比較した場合の特長としては、

- ①工期が短縮できる
- ②狭い場所でも施工が容易
- ③軽量でコンパクト
- ④施工管理が容易
- ⑤安定した排水性能
- ⑥流路を確保します
- ⑦高品質、かつ安定供給が可能
- ⑧人と環境に優しい
- ⑨信頼性があります等があります。

3. 協会員(あいうえお順)

共 英 産 業 (株) ㊟540 大阪市中央区桜井町2-2-2 テツタニビル ☎06-944-3774

新光ナイロン(株) ㊟562 大阪府箕面市瀬川5-4-25 ☎0727-21-2391

太陽工業(株) ㊟154 東京都世田谷区池尻2-33-16 ☎03-3714-3361

タキロン(株) ㊟541 大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビル ☎06-267-2763

株 田 中 ㊟595 大阪府泉大津市官町12-23 ☎0725-32-5381

豊洋産業(株) ㊟105 東京都港区東新橋2-4-10 共同ビル ☎03-3436-2541

前田工織(株) ㊟103 東京都中央区東日本橋3-4-18東日本EXビル ☎03-3663-7897

三井石化産資(株) ㊟113 東京都文京区湯島3-39-10 上野THビル ☎03-3837-1581

準会員

旭エンジニアリング(株) ㊟108 東京都港区高輪3-25-23 京急第二ビル ☎03-3445-2311